

広島県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成三十年一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
ファーマシイ薬局三次センター	ファーマシイ三次センター薬局	三次市東酒屋町五八六番地五	平成二九年一月一日
ファーマシイ薬局三次	ファーマシイ 三次薬局	三次市十日市中二丁目一三番一号	平成二九年一月一日
ファーマシイ薬局こうぬ	ファーマシイこうぬ薬局	三次市甲奴町本郷六三六番地一	平成二九年一月一日